

彩の国埼玉中小企業 CO₂削減大賞実施要綱

令和3年1月28日 環境部長決裁

(趣旨)

第1条 埼玉県は、彩の国埼玉中小企業 CO₂削減大賞表彰制度により、省エネルギーの推進に不断の努力を重ね、その成果が大きく、他の模範となる埼玉県目標設定型排出量取引制度における大規模事業所のうち、中小企業者が設置する事業所(以下、「中小企業大規模事業所」という。)を表彰し、もって省エネルギーの一層の普及促進を図ることを目的に、彩の国埼玉中小企業 CO₂削減大賞表彰制度を定める。

(表彰対象の事業所)

第2条 中小企業大規模事業所を対象に埼玉県が実施する、自らの事業所の省エネ対策の進捗の程度及び他の事業所と比較した立ち位置を「見える化」する事業(以下、「見える化事業」という。)の対象事業所(各年度に対象とした事業所に限る。)を表彰候補者とする。

2 法令等に違反し、罰則等の行政処分を受けているもの及び入札参加停止の措置を受けているものについては、表彰対象の事業所の対象外とする。

(表彰対象)

第3条 表彰対象は、前条の表彰対象の事業所における省エネや CO₂排出の抑制などに関する次の取組等とする。

- 一 事業所全体の推進体制の強化等の取組
- 二 事業活動で使用する機器や設備の適正管理・運用改善等の取組
- 三 高効率機器や管理システムの導入等の取組
- 四 業務用施設の建物全体に関する取組
- 五 PDCA サイクルの構築及び実施に関する取組
- 六 事業所における CO₂削減の状況
- 七 その他省エネ・CO₂排出削減に関し事業所が実施する取組

(表彰の方法)

第4条 表彰は、第3項各号に規定する賞の贈呈をもって行う。

2 被表彰者は、別に定める審査委員会の審査に基づき、3事業所程度を目安として埼玉県知事が定める。

3 前項に定める被表彰者は以下のとおりとする。

- 一 彩の国埼玉中小企業CO₂削減大賞 省エネルギーなどの地球温暖化対策の推進の取組に優れ、地球温暖化防止に特に貢献をした中小企業大規模事業所(みなし大企業に該当しない中小企業(埼玉県地球温暖化対策に係る事業活動対策指針別表第4備考1に基づく目標設定型排出量取引制度の目標削減率の緩和要件を満たす事業者。)が設置した事業所。)
- 二 彩の国埼玉中小企業CO₂削減優秀賞 省エネルギーなどの地球温暖化対策の推進の取組に優れ、地球温暖化対策に貢献した中小企業大規模事業所(みなし大企業を含む。)
- 三 彩の国埼玉中小企業CO₂削減奨励賞 省エネルギーなどの地球温暖化対策に

ついて優れた削減対策として奨励される取組を実施した中小企業大規模事業所（みなし大企業を含む。）

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年1月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月9日から施行する。